

災害発生時における相互協力に関する協定

災害発生時における相互協力に関し、国土交通省四国地方整備局（以下「甲」という。）は、公益社団法人土木学会四国支部、公益社団法人地盤工学会四国支部、公益社団法人砂防学会中四国支部、公益社団法人日本地すべり学会関西支部及び一般社団法人日本応用地質学会中国四国支部（以下「乙」という。）と次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、地震・大雨等の異常な自然現象により、四国地方整備局及び四国内の地方公共団体が管理又は施工中の河川、道路、砂防、海岸、港湾、空港等の施設等が被災した際、その被災状況が複雑若しくは大規模で高度な専門性が必要な場合の調査に関して相互協力の方法を定め、もって、被害の拡大防止、被災施設の早期復旧及び防災技術の向上に期することを目的とする。

（調査の実施範囲）

第2条 調査の実施範囲は、四国地方整備局管内とする。

（協力の内容）

第3条 甲は、第2条の範囲において災害が発生し必要と認める場合は、乙に調査の実施を要請することができるものとする。

- 2 乙は、前項に定める要請があったときは、学術的領域の専門調査が必要かどうかを検討し、調査の実施の可否を甲に回答するとともに、調査の実施が可能な場合は、速やかに調査団を結成して被災状況を調査し、その結果を甲へ報告するものとする。
- 3 乙は、第1項に定める要請があったときに、その調査内容の専門性から他の団体による調査が必要であると判断した場合は、その団体を甲に紹介するものとする。
- 4 乙は、第2条の範囲において災害が発生し、自らが被災状況を調査する必要があると認めるときは、甲に被災状況の調査に関する協力を申し出ることができるものとする。
- 5 甲は、前項に定める申し出があった場合は、その申し出内容を検討したうえで速やかに協力の可否を回答するものとする。

（連絡体制）

第4条 甲及び乙は、調査の実施にあたり必要となる連絡窓口を明確にするため、連絡体制を構築し、相互で共有するものとする。また、その内容に変更が生じた場合も同様とする。

（費用の負担）

第5条 第3条第1項に基づき乙が実施する調査において、調査費用が伴う場合には、甲は乙に対してその費用を支払うものとする。

なお、第3条第3項に基づき乙が紹介した団体に甲が調査を依頼した場合において、調査費用が伴う場合には、甲は、当該団体に対してその費用を支払うものとする。

2 第3条第4項に基づき乙が実施する調査の費用は、乙の負担とする。

(有効期限)

第6条 この協定の期間は、協定を締結した日から令和4年3月31日までの期間とする。

ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙のどちらからも何ら申し出のないときは、引き続き同一条件をもって更に1年間継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。

(実施範囲の特例)

第7条 第2条に規定する範囲以外に特に必要として甲が乙に調査の実施を要請した場合は、乙は可能な限りこれに応じるものとする。

(第三者に対する損害の処置)

第8条 第3条第1項による調査の実施に伴い、第三者に損害を及ぼした場合には、乙は、その事実の発生後速やかにその状況を書面により、甲に報告するものとする。

2 前項の損害に対する処置については、甲と乙が協議して定めるものとする。

(成果の公表)

第9条 成果を公表する場合には、甲及び乙が確認したうえで行うものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定の証として、本書6通を作成し、それぞれ甲及び乙が押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 3年 3月 8日

甲 国土交通省 四国地方整備局
局長 丹羽 克彦

乙 公益社団法人 土木学会
四国支部 支部長 吉田 秀典

公益社団法人 地盤工学会
四国支部 支部長 山中 稔

公益社団法人 砂防学会
中四国支部 支部長 山下 祐一

公益社団法人 日本地すべり学会
関西支部 支部長 太田 英将

一般社団法人 日本応用地質学会
中国四国支部 支部長 西山 賢一